

建設工事における現場代理人の常駐義務の取扱いについて

平成31年3月1日
技術管理室

1 目的

現場代理人の常駐義務について、建設業の働き方改革を推進する観点から、家庭の事情等で一時的に現場を離れることを可能とすることで、若手や女性技術者が安心して働ける環境を整えるとともに、将来にわたる建設産業の担い手確保を図る。

2 内容

建設工事現場に、現場代理人の連絡員を配置することにより、現場代理人が一定期間現場を離れる事ができるものとする。

(1) 常駐義務緩和の取扱い

- ・連絡体制として現場には連絡員を配置するものとする。
- ・取扱いは、「建設工事における現場代理人の兼任に係る取扱いについて（平成28年5月16日最終改正）」の規定を準用する。

(2) 常駐義務を緩和できる事由

- ・養育中の児童や被介護者の病気やけが
- ・現場の安全管理のための研修・講習等
- ・その他、社会通念上、やむを得ないと認められる事情

3 手続き

- ・連絡員配置届（別紙）を発注者に提出する。
- ・適用日以前に契約済みの工事についても可とする。

4 留意事項

- ・連絡員は現場代理人の指示により業務を行うことから、原則として現場に駐在するものとする。
- ・連絡員を配置する期間は、連続して1週間を上回らないものとするが回数の制限はないものとする。ただし、延べ日数が工期の3分の1を越える場合は、現場代理人を交代するものとする。
- ・現場代理人が主任技術者を兼務している場合は、「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化（平成30年12月11日付け30建政第210号）」にも留意することとする。

5 適用日

本通知日以降適用する。